

(別添1)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(販売の方法の基準) 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 一五 (略)</p> <p>十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。</p> <p>十五の三 (略)</p>	<p>(販売の方法の基準) 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 一五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十五の二 (略)</p>